

## 大山町レンタサイクルシステム構築有料実証業務委託仕様書

### 1 業務の目的

大山町の海側でのレンタサイクルの導入により、海側での観光客の誘客促進及び滞在時間の延長による消費額増加の促進を図るため、令和4年度に実施した大山町レンタサイクルシステム構築検証業務の結果を踏まえて、海側の観光振興につながるサイクリング事業と連携した大山町版レンタサイクルシステムを構築することを目的とする。

### 2 業務内容

受託者は、以下に掲げる有料レンタサイクルでの実証事業を行い、大山町版レンタサイクルシステムのモデルプランを提案することとする。

#### (1) 拠点レンタサイクル運営

##### ア 検証スキーム立案

受託者は、拠点レンタサイクルの検証にあたり、拠点レンタサイクルを運営するための下記事項について立案すること。

- ・貸出拠点の選定
- ・貸出拠点での設置台数及び種類
- ・運営期間、貸出日及び貸出時間
- ・貸出料金の設定

##### イ 拠点レンタサイクル運営

立案した検証スキームでの拠点レンタサイクルを運営し、レンタサイクルの稼働率や利用実績、アンケート等のデータ収集を行うこと。なお、収集するサンプル数は100件以上とし、回答者は重複してはならない。

#### (2) 連携事業の立案及び検証

受託者は、貸出拠点周辺で行う以下の事業を立案し、拠点レンタサイクルと合わせて運営及び検証を行い、商品化が可能な連携事業として報告すること。なお、企画にあたっては、ターゲットの一つに小学生以上の子ども連れのファミリー層を想定して企画すること。

##### ア 周遊ルートマップの製作

利用者が各々で周遊できる海側の周遊ルート案を立案し、拠点レンタサイクルと合わせて検証し、アンケート等によって周遊ルート案に対する意見を収集すること。また、意見を収集した結果を元に、魅力ある周遊ルートマップとして紙媒体により製作し納品すること。製作する周遊ルートマップの仕様は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 内 容 周遊ルート、ルートの所要時間、観光施設・観光スポット情報、悪路等の注意喚起、サイクリングに役立つ情報等

(イ) 体 裁 A3判サイズ程度 MAP折（利用者の携帯性を考慮すること）

(ウ) 紙 質 コート紙

(エ) 色 数 地図面 3 色以上 広告面 4 色以上

(オ) 言 語 日本語

(カ) 数 量 3 0 0 0 部以上

#### イ サイクリングツアーの企画

周遊ルートを活用を考慮したサイクリングツアーを企画し、2 回以上の有料サイクリングツアーを試行し、商品化につながる企画を行うこと。ただし、旅行業法に定める資格を有していなければ催行することができない企画とならないよう留意すること。

#### ウ 自転車を活用した体験プログラムの造成

レンタサイクルを活用して行う体験プログラムを造成すること。体験プログラム自体は、自転車に限らず大山町の海側の観光資源を生かし、初心者でも楽しめるものとする。体験プログラムは、2 回以上の有料体験プログラムを試行し、商品化につながる企画を行うこと。

### (3) 情報発信及びプロモーション

拠点レンタサイクル及び連携事業の検証のため、ウェブサイト及び SNS 等を活用し、利用促進を図る情報発信及びプロモーション等を行うこと。

### (4) レンタサイクルシステムの分析、検証及び提案

拠点レンタサイクル及び連携事業の運営結果を踏まえて、事業効果、課題及び改善策等を整理し、民間事業者によるレンタサイクル運営のためのモデルプランを提案するものとする。提案には下記事項を記載すること。

- ・貸出拠点での設置台数及び種類
- ・運営期間、貸出日及び貸出時間
- ・利用料金及び運営収支見込み
- ・その他の参考となる事項

### (5) 打合せ協議等

本業務を円滑に遂行するため、打合せ協議等を行う。実施時期については、業務着手時、中間打合せ（1 回）、最終打合せの計 3 回を行うこととする。

### (6) 業務報告書の作成

上記（1）～（5）による業務が終了した後に、実施した業務の成果に関する報告書を作成し、速やかに提出すること。

## 3 レンタサイクル運営の収入及び経費等

### (1) 運営及び試行経費

拠点レンタサイクル運営及び連携事業の試行に関して、受注者は、別途締結する発注者が貸し付ける電動アシスト付き自転車（mont-bell シャイデック MT-E）（以下「貸付

自転車」)の貸付に関する契約に基づいて行うこととするので、運営及び試行に関して必要な経費は、運営及び試行によって得られる収入で賄うものとし、本業務においては経費を負担しない。本業務委託に係る経費の負担区分は、下表に定めるとおりとする。

| 業務内容<br>(想定される業務の区分)       | 業 務<br>委託料 | 受注者<br>負 担 |
|----------------------------|------------|------------|
|                            |            |            |
| (1) 拠点レンタサイクル運営            |            |            |
| ア 検証スキーム立案                 |            |            |
| 検証スキーム立案                   | ○          |            |
| アンケート等の内容検討                | ○          |            |
| イ 拠点レンタサイクル運営              |            |            |
| 貸付自転車の維持管理・修繕              |            | ○          |
| レンタサイクル利用受付・利用料收受          |            | ○          |
| アンケート等のデータ収集・検証            | ○          |            |
| (2) 連携事業の立案及び検証            |            |            |
| ア 周遊ルートマップ製作               |            |            |
| 周遊ルート案の立案                  | ○          |            |
| 周遊ルート案の意見収集・磨き上げ           | ○          |            |
| 周流ルートマップ製作                 | ○          |            |
| イ サイクリングツアーの企画             |            |            |
| サイクリングツアーの企画               | ○          |            |
| サイクリングツアーの試行               |            | ○          |
| ウ 自転車を活用した体験プログラムの造成       |            |            |
| 体験プログラム企画・造成               | ○          |            |
| 体験プログラムの試行                 |            | ○          |
| (3) 情報発信及びプロモーション          |            |            |
| 情報発信及びプロモーション              | ○          |            |
| (4) レンタサイクルシステムの分析、検証および提案 |            |            |
| レンタサイクルシステムの分析、検証および提案     | ○          |            |
| (5) 打合せ協議等                 |            |            |
| 打合せ協議等                     | ○          |            |
| (6) 業務報告書の作成               |            |            |
| 業務報告書の作成                   | ○          |            |

## (2) 調達自転車

拠点レンタサイクル運営及び連携事業の試行に関して、貸付自転車のみで業務を遂行することができない場合は、受託者の負担により必要となる自転車を調達するものとす

る。また、運営及び試行に関して必要な経費は、運営及び試行によって得られる収入で賄うものとし、本業務においては経費を負担しない。

#### 4 委託業務の条件

- (1) 成果品の所有権及び全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含むが、これらに限られない。）は発注者に帰属するものとする。
- (2) 拠点レンタサイクル運営における検証スキームは、あらかじめ発注者と協議の上、発注者の承諾を得て決定するものとする。
- (3) 本業務において納品された成果品は、公表及び広く一般の事業者提供することがあるため、公表及び一般の事業者による利用について承諾すること。

#### 5 委託業務の成果品

成果品は、以下のものをA4判ファイルに製本し提出するものとする。

- ・業務報告書（様式1・A4判） 1部
- ・分析及び検証に係る書類（様式任意） 1部
- ・情報発信及びプロモーション等の内容がわかる書類（様式任意） 1部
- ・連携事業の内容がわかる書類（様式任意） 1部
- ・モデルプランの提案に係る書類（様式任意） 1部
- ・周遊ルートマップ 一式
- ・周遊ルートマップデータ（CD-R等に保存したもの） 1部

#### 6 その他の留意事項

- (1) 受託者は、本町が要請する場合のほか、業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。なお、本業務の実施にあたっては、本町観光課を担当窓口とし、十分な連絡、調整、協議を行うこと。
- (2) 本業務の契約にあたり、受託者が一括して第三者に業務を委託することは認めない。ただし、契約業務の一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。
- (3) 本業務により知り得た情報等は、秘密を厳守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受託者双方協議の上、定めるものとする。

様式 1

## 業 務 報 告 書

令和 年 月 日付けで契約した大山町レンタサイクルシステム構築有料実証業務委託契約書に基づき、下記のとおり実施したので報告します。

令和 年 月 日

大山町長 竹口 大紀 様

受託者 住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

記

提出書類

- (1) 分析及び検証に係る書類
- (2) 情報発信及びプロモーション等の内容がわかる書類
- (3) 連携事業の内容がわかる書類
- (4) モデルプランの提案に係る書類
- (5) 周遊ルートマップ
- (6) その他、発注者が必要と認める書類